

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会事務局組織規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）の定款第 38 条第 3 項の規定に基づき、協会の組織及び職制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 協会の事務局には、本部事務所のほかに、必要に応じて事務所その他の組織を置くことができる。

2 代表理事は、この規程により業務を処理しがたいものについては、特別の組織又は顧問その他の職制を設けることができる。

(職員)

第 3 条 協会の事務局に次の職員を置くことができるものとする。

- 一 事務職員
- 二 技術職員

2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、協会に必要な職員を置くことができる。

(職制)

第 4 条 前条第 1 項に規定する職員の職は、次表の左欄とし、その職務は同表右欄に掲げるものとする。

職 名	職 務
事務総長	協会事務局の局務を掌る。
副事務総長	上司の職務を補佐し、協会事務局の局務を掌る。
局長	上司の命を受け、局の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
上席審議役	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
部長	上司の命を受け、部の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
審議役	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
参事	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
課長代理	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
係長	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。

2 前条第 2 項に規定する職員の職は別に定める。

(本部事務所の組織)

第 5 条 協会に次表のとおり局を置き、局に部を、部に室・課を置く。

名 称		位 置
総務局	総務部	秘書室
		総務課
		事業調整課
		広報報道課
	管理部	契約課
		経理課
企画局	戦略事業部	戦略事業課
		事業推進課
	企画部	企画課
		調整課
整備局	整備部	整備計画課
	交通部	交通課
国際局	国際部	国際課

大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府咲洲庁舎 43 階

(総務局の分掌事務)

第6条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 社員総会、理事会の庶務に関する事。
- 二 定款、諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- 三 公印の保管及び文書に関する事。
- 四 役職員の人事管理、給与、労務、福利厚生その他人事一般に関する事。
- 五 物品の出納及び管理に関する事。
- 六 事務局の施設及び設備に関する事。
- 七 情報の管理に関する事。
- 八 重要事項の連絡調整に関する事。
- 九 国内の機運醸成に関する事。
- 十 協会における広報に関する事。
- 十一 儀典及び国内の賓客対応に関する事。(他部分掌のものを除く。)
- 十二 役員の秘書に関する事。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、他の部の分掌に属しない事。

2 管理部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 予算、決算及び経理に関する事。
- 二 現金、預金、有価証券の出納及び保管に関する事。
- 三 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- 四 2025年日本国際博覧会事業の資金・財政計画(以下、「資金・財政計画」という。)の作成に関する事。
- 五 資金・財政計画の企画及び調整に関する事。
- 六 資金の調達及び運用に関する事。
- 七 監査及び会計検査に関する事。
- 八 工事及び物件の入札、契約に関する事。

(企画局の分掌事務)

第7条 戦略事業部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 協賛制度に関する事。
- 二 オンラインプラットフォームの設計・制作・運営に関する事。
- 三 SDGsの推進に関する事。
- 四 事業の戦略的PRに関する事。

2 企画部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 全体構想、登録申請書及び基本計画の作成に関する事。
- 二 2025年日本国際博覧会事業の各種計画の作成に関する事(他部分掌のものを除く。)

- 三 2025年日本国際博覧会事業の基本計画及び各種計画その他の関連計画（以下、「基本計画等」という。）に関する企画及び調整に関すること（他部分掌のものを除く。）。
- 四 基本計画等に基づく催事・関連事業の企画及び調整に関すること。（他部分掌のものを除く。）
- 五 情報インフラ・情報セキュリティに関すること。
- 六 オンラインプラットフォームの企画に関すること。
- 七 協会の総合企画及び調整に関すること。

（整備局の分掌事務）

第8条 整備部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 2025年日本国際博覧会事業の会場整備計画、宿泊計画、跡地利用計画、会場警備計画、消防・応急救護、防災計画（以下、「整備部所管計画」という。）に関すること。
 - 二 整備部所管計画の企画及び調整に関すること。
 - 三 会場内施設等の工事及び工事の実施に伴う関係機関との調整、技術的な支援に関すること。
 - 四 会場内施設等の工事の検査に関すること。
 - 五 環境影響評価に関すること（他部分掌のものを除く。）。
 - 六 環境影響配慮事業に関すること。
- 2 交通部においては、次の事務をつかさどる。
- 一 2025年日本国際博覧会事業の交通対策・輸送計画（以下、「交通部所管計画」という。）に関すること。
 - 二 交通部所管計画の企画及び調整に関すること。
 - 三 会場外駐車場等の工事及び工事の実施に伴う関係機関との調整、技術的な支援に関すること。
 - 四 会場外駐車場等の工事の検査に関すること。
 - 五 環境影響評価に関すること（会場外駐車場に関すること。）。

（国際局の分掌事務）

第9条 国際部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 2025年日本国際博覧会事業の催事・儀典行事計画のうち、関係国との調整に関すること。
- 二 B I E、関係国との調整に関すること（他部分掌のものを除く。）。
- 三 国際講演等の企画及び調整に関すること。
- 四 海外の広報・報道への対応に関すること。
- 五 海外の賓客対応に関すること。

（改廃）

第10条 この規程のうち重要な事項の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、協会の事務局組織に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は、平成31年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月21日から施行する。